

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人静岡県アイバンクと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を静岡県浜松市東区半田山一丁目 20 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、臓器の移植に関する法律の定めるところにより角膜等の眼球組織の移植術による視力障害者の視力の回復のための眼球を提供すること（以下「献眼」という。）及び眼球提供を受けることのあっせんを行うとともに、献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 献眼する者の募集及び登録に関する事業
- (2) 提供される眼球の摘出、検査、保存及びあっせんに関する事業
- (3) 献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、静岡県において行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な理事会において別に定める財産を、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第37条の規定に従い、静岡県知事に提出するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。また、定款を主たる事務所に常時備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3ヵ月以内に、認定法施行規則第38条の規定に従い、静岡県知事に提出するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員40人以上50人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団

体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者。

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者との法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

7 前項の定めにかかわらず、委員が評議員選定委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員選定委員会の決議があったものとみなす。

8 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

9 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

10 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 18 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順

に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会への報告を要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから評議員会で選出された議事録署名人 2 人以上は、前項の議事録に記名押印する。

(議事運営規程)

第24条 法令及びこの定款に定めるもののほか、評議員会の議事運営について必要な事項は、評議員会において別に定める。

第6章 役員等

(役員の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、3人以内を常務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 任期の満了前に退任した理事長、副理事長又は常務理事の補欠として選定された理事長、副理事長又は常務理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事長、副理事長又は常務理事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選定された者が就任するまで、なお理事長、副理事長又は常務理事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 31 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。費用の支給の基準については、評議員会において別に定める。

(顧問及び相談役)

第 32 条 この法人に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応じる。

3 相談役は、理事長の相談に応じる。

4 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議をもって定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 27 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に

掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は理事長の諮問に応じる。
- 3 委員会の委員は、理事長、常務理事1人、理事及び監事若干名並びに事務局員1人で構成し、理事会において選任及び解任する。
- 4 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第46条 この法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する者を賛助会員とすることができる。

- 2 前項の賛助会費その他賛助会員に対し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は堀田喜裕とする。
- 4 この改正規定は平成 25 年 3 月 28 日から施行する。
- 5 第 25 条、第 26 条、第 27 条及び第 35 条の改正規定は、平成 25 年 6 月に予定される定時評議員会において選任される役員から適用する。
- 6 第 11 条の改正規定は、平成 26 年 4 月 12 日から施行する。

事業 年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A009749
	至	令和8年3月31日	法人名	公益財団法人静岡県アイバ ンク

役員等名簿

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤
アサイ	タツヒコ	浅井	竜彦	非常勤
イシカワ	ケイイチ	石川	恵一	非常勤
イトウ	ワタル	伊藤	渉	非常勤
イワセ	ヨシヒコ	岩瀬	吉彦	非常勤
ウンノ	ナオキ	海野	直樹	非常勤
オカノ	タケシ	岡野	武志	非常勤
オノ	イワオ	小野	巖	非常勤
カシワギ	ヒロヤ	柏木	広哉	非常勤
カワニシ	ヒトシ	河西	均	非常勤
キタザワ	トシイチ	北沢	俊一	非常勤
クボタ	ヒロシ	久保田	廣	非常勤
クロイ	タカオ	黒井	崇雄	非常勤
コウラ	トシタケ	高良	俊武	非常勤
サイトウ	ノボル	斉藤	伸	非常勤
シブヤ	ヨシヒサ	渋谷	祥久	非常勤
スギヤマ	トシアキ	杉山	俊明	非常勤
スズキ	クニヒロ	鈴木	國弘	非常勤
スズキ	ヒロオ	鈴木	洋夫	非常勤
スズキ	マサハル	鈴木	正治	非常勤
セキネ	シュンスケ	関根	俊介	非常勤
セリザワ	タクジ	芹澤	卓司	非常勤
タカハシ	カズシゲ	高橋	和成	非常勤
テラダ	フミヲ	寺田	富美雄	非常勤
ニノミヤ	トオル	二宮	徹志	非常勤
ハセガワ	ヒロミチ	長谷川	弘道	非常勤
ハットリ	ヒロマサ	服部	啓勝	非常勤
ハットリ	マサアキ	服部	正明	非常勤
ハナザキ	ヒデトシ	花崎	秀敏	非常勤
ハラ	セイジ	原	誠司	非常勤
ハラキ	マサオ	原木	雅雄	非常勤
ヒキノ	ミキオ	疋野	幹男	非常勤

ヒライ	マサハル	平井	正晴	非常勤
マツシタ	トモユキ	松下	友幸	非常勤
ミズグチ	マサト	水口	真登	非常勤
ミズタニ	アキミチ	水谷	彰道	非常勤
ミツイ	トシコ	三ツ井	とし子	非常勤
ミハラ	トモカズ	見原	友和	非常勤
ミヤガワ	ショウセイ	宮川	正生	非常勤
モリ	イクオ	森	育夫	非常勤
ワラシナ	タカヒロ	藁科	孝博	非常勤

2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	外部 理事
アカホリ	モトキ	赤堀	肇紀	非常勤		
アマノ	ノブハル	天野	伸春	非常勤		
オガタ	マサフミ	緒方	正史	非常勤		
オノダ	ヨシオ	小野田	良夫	非常勤		
クロダ	ヨシマサ	黒田	能匡	非常勤		
コモリ	ツバサ	小森	翼	非常勤		
サキモト	トオル	崎元	暢	非常勤		
スズキ	タカユキ	鈴木	貴之	非常勤		
タカダ	ヒロアキ	高田	弘明	非常勤		
タカヤマ	マサカズ	高山	理和	非常勤		
ノジマ	カズトシ	野嶋	計寿	非常勤		
ヒキノ	トモオ	疋野	智男	非常勤		
フジワラ	マナブ	藤原	学	非常勤		
ヤナギダ	カズオ	柳田	和夫	非常勤	レ	
ワタナベ	コウイチ	渡邊	康一	非常勤		

3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	外部 監事
オカムラ	フミオ	岡村	文夫	非常勤	
カワムラ	ヒロユキ	川村	洋行	非常勤	
ゴトウ	ユキヒロ	後藤	行宏	非常勤	

令和7年度 事業報告書

1. 献眼する者の募集及び登録に関する事業

イ. 献眼運動の印刷物を作成し、協力団体と共に、献眼者・献眼登録者を募集した。

ロ. 献眼登録者の申し込みを受け、献眼登録票の発行及び登録台帳の整理・保管をした。

(1) 献眼登録者		令和6年度		
令和8年3月31日現在	当年度累計	367 名	前年度比 67%	549名
令和8年3月31日現在	開設以来累計	114,844 名		

2. 提供される眼球の摘出・検査・保存及びあっせんに関する事業

イ. 眼球登録者の近親者よりの通報により、アイバンク指定の病院に連絡して摘出手術を行った。

(1) 献眼者数		令和6年度		
令和8年3月31日現在	当年度累計	42 名	前年度比 58%	73名
令和8年3月31日現在	開設以来累計	6,343 名		

ロ. 摘出された眼球を強角膜片に作製し、検査・保存を行った。

(1) 各指定病院での強角膜片作製と角膜スクリーニングの件数内訳（42件）

東京大学医学部附属病院	20 件
順天堂大学医学部附属順天堂医院	9 件
慶應義塾大学病院	1 件
順天堂大学医学部附属静岡病院	4 件
静岡県立総合病院	1 件
浜松医科大学医学部附属病院	7 件

ハ. 移植病院との連絡・調整を行い、強角膜をあっせんした。

(1) 角膜あっせん先医療機関数	13 施設
(2) 角膜あっせん件数（あっせん率）	40 件（ 48% ） + *保存角膜 44件
	*摘出眼球数84眼 *前期までの未使用凍結保存角膜

3. 献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発事業

イ. 公益財団法人日本アイバンク協会と協力して、新聞・ラジオ・テレビ・ポスター等により献眼運動の趣旨を啓発・宣伝した。

(1) 2025年10月23日 静岡放送のテレビ情報番組「soleいいね！」に崎元副理事長が出演し、アイバンクの役割を説明、献眼の普及をお願いした。

- (2) 2025年10月1日～2025年12月31日 静岡放送のテレビCM枠にて、フリーアナウンサー鬼頭里枝さんによる「献眼登録呼びかけ」の15秒CMを放映した。
- ロ. ライオンズクラブ等と協力して、街頭活動、各種事業活動を通じ、献眼運動の印刷物を配布するなど献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発を行った。
- (1) 2025年4月5日 沼津ライオンズクラブCN65周年記念式典が沼津リバーサイドホテルにて開催され、柳田理事長が出席した。
- (2) 2025年10月1日 静岡ライオンズクラブ例会にて、村井事務局員が「献眼の基礎知識」というテーマで講演を行った。
- (3) 2025年10月18日 ライオンズクラブ合同フェスタ2025が、浜松市遠鉄百貨店ソラモで開催され、事務局2名と浜松ライオンズクラブと一緒に啓発活動を行った。当日のステージで中村事務局長がアイバンクについて発表を行った。
- (4) 2025年11月25日 静岡橘ライオンズクラブ例会が静岡市の浮月楼にて開催され、中村事務局長が「角膜移植と献眼の流れ」というテーマで講演を行った。
- (5) 2026年2月5日 袋井ライオンズクラブ例会が袋井市のしょうかくにて開催され、村井事務局員が「献眼とアイバンク」というテーマで講演を行った。
- (6) 2026年3月8日 浜松ライオンズクラブCN70周年記念式典が浜松市オークラアクトシティホテルにて開催され、柳田理事長が出席した。

4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

イ. 眼球提供者の遺族に感謝状・香料・弔電及び、供花等を贈呈し、敬意を表した。

ロ. 眼球提供者に厚生労働大臣からの感謝状の下付を申請した。

- * (1) 2025年9月28日 ライオンズクラブ国際協会334-C地区3R・1Z（沼津、沼津千本、沼津香陵、沼津中央、沼津駿河）の献眼者への厚生労働大臣感謝状伝達式が沼津市千本プラザにて開催され、柳田理事長が出席した。
- * (2) 2025年10月4日 ライオンズクラブ国際協会334-C地区3R. 4Z（富士宮・富士宮中央）の献眼者慰霊祭が富士宮市の富士宮聖苑にて開催され、鈴木理事が出席した。
- * (3) 2025年10月15日 ライオンズクラブ国際協会334-C地区3R. 3Z 御殿場ライオンズクラブの献眼者への厚生労働大臣感謝状伝達式が御殿場中央公園及び名鉄菜館にて開催され、渡邊常務理事が出席した。
- * (4) 2025年10月18日 ライオンズクラブ国際協会334-C地区1R. 2Zと4Z（磐田・森町・袋井・掛川・菊川・大東・御前崎）の献眼者合同慰霊祭が袋井市の油山寺にて開催され、高田理事が出席した。

- * (5) 2025年12月2日 ライオンズクラブ国際協会334-C地区3R. 3Z 裾野ライオンズクラブの献眼者への厚生労働大臣感謝状伝達式がかつ榮裾野茶寮にて開催され、渡邊常務理事が出席した。
- * (6) 2025年12月4日 ライオンズクラブ国際協会334-C地区3R. 3Z 小山ライオンズクラブの献眼者への厚生労働大臣感謝状伝達式が小山町総合文化会館で開催され、渡邊常務理事が出席した。

*は、慰霊祭及び厚生労働大臣感謝状伝達式に役員が出席

ハ. 献眼登録希望者並びに、角膜移植手術希望者からの相談に応じた。

ニ. アイバンク運動の趣旨に賛同し、協力していただける人々の寄付金を募った。

ホ. 国内54箇所のアイバンクとの業務連絡を行った。

- (1) 2025年6月16日 日本アイバンク協会定時評議員会がWEBにて開催され、中村事務局長が出席した。
- (2) 2025年10月11日 第79回日本臨床眼科学会が大阪国際会議場グランキューブ大阪にて開催され、アイバンクセッションに中村事務局長が参加した。
- (3) 2025年10月26日 視覚健康財団・角膜センターアイバンク主催の第28回ドナーファミリーの集いが慶應義塾大学病院内セミナールーム／市川市文化会館で開催され、臓器移植推進国民大会会場から中村事務局長がWEB参加した。
- (4) 2025年12月19日 第48回全国アイバンク連絡協議会、第70回東海北陸地区アイバンク広域活動連絡会が東京国際フォーラムにて開催され、中村事務局長が出席した。
- (5) 2026年2月20日 角膜カンファランス2026が東京・高輪ゲートウェイにて開催され、崎元副理事長、高山理事が出席した。
- (6) 2026年3月23日 日本アイバンク協会評議員会がWEBにて開催され、中村事務局長が出席した。

ヘ. その他、事業目的を達成するために必要な事業を行った。

- (1) 2025年6月2日 令和7年度静岡県アイバンク表彰者へ郵送による感謝状の授与が行われた。
- (2) 2025年10月26日 第26回臓器移植推進国民大会が大阪市中央公会堂で開催され、臓器移植推進功労者への厚生労働大臣感謝状贈呈式に故江川博敏常務理事の代理として、高田理事と堀田喜裕前理事長が出席した。

会 議

- (1) 2025年5月8日 令和6年度事業及び会計監査会が静岡市のホテルアソシア静岡にて行われた。
- (2) 2025年5月22日 令和7年度第1回理事会が静岡市のホテルアソシア静岡にて開催された。

- (3) 2025年6月2日 令和7年度定時評議員会について書面による審議の提案を行い、全評議員の同意を得て6月24日決議があったとみなされた。
- (4) 2025年7月10日 令和7年度第2回理事会が静岡市のホテルアソシア静岡にて開催された。
- (5) 2025年7月16日 第33回評議員選定委員会について書面による審議の提案を行い、全ての評議員選定委員の同意書を得て令和7年8月4日決議があったとみなされた。
- (6) 2025年12月11日 令和7年度第3回理事会が静岡市のホテルアソシア静岡にて開催された。
- (7) 2025年12月18日 第34回評議員選定委員会について書面による審議の提案を行い、全ての評議員選定委員の同意書を得て令和8年1月9日決議があったとみなされた。
- (8) 2026年2月12日 令和7年度第4回理事会が静岡市のホテルアソシア静岡にて開催された。
- (9) 2026年2月18日 令和7年度第2回評議員会について書面による審議の提案を行い、全評議員の同意を得て3月20日決議があったとみなされた。

収支計算書

令和 7年 4月 1日 から令和 8年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入			
基本財産利息収入	80,000	160,836	△ 80,836
②入会金収入			
幹旋手数料収入	26,312,000	18,571,000	7,741,000
③会費収入			
賛助会員会費収入	800,000	584,000	216,000
④補助金等収入			
地方公共団体補助金収入	2,456,000	2,456,000	0
民間補助金収入	0	3,500,000	△ 3,500,000
補助金等収入計	2,456,000	5,956,000	△ 3,500,000
⑤寄付金収入			
一般寄付金収入	2,800,000	1,478,285	1,321,715
募金収入	800,000	520,391	279,609
寄付金収入計	3,600,000	1,998,676	1,601,324
⑥雑収入			
受取利息収入	10,000	13,199	△ 3,199
雑収入	0	0	0
雑収入計	10,000	13,199	△ 3,199
事業活動収入計	33,258,000	27,283,711	5,974,289
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
印刷費（募集）支出	300,000	258,431	41,569
通信運搬費（募集）支出	360,000	313,666	46,334
顕彰費支出	450,000	457,595	△ 7,595
負担金支出	260,000	8,765	251,235
香料供花代支出	1,400,000	392,000	1,008,000
通信運搬費（眼球）支出	360,000	313,666	46,334
摘出費用支出	7,000,000	4,975,575	2,024,425
幹旋費用支出	2,800,000	1,596,391	1,203,609
補助金支出	1,700,000	1,095,200	604,800
印刷費（募金）支出	70,000	64,607	5,393
通信運搬費（募金）支出	120,000	104,555	15,445
啓発活動費支出	2,000,000	2,484,979	△ 484,979
租税公課支出	510,000	388,875	121,125
事業費支出計	17,330,000	12,454,305	4,875,695
②管理費支出			
給料手当支出	8,700,000	8,578,625	121,375
退職給付支出	12,495,300	12,495,300	0
福利厚生費支出	1,580,000	1,107,067	472,933
会議費支出	1,500,000	1,155,615	344,385
旅費交通費支出	200,000	196,395	3,605
通信運搬費支出	360,000	313,667	46,333
消耗品費支出	110,000	181,119	△ 71,119
修繕費支出	0	6,600	△ 6,600
印刷製本費支出	300,000	323,037	△ 23,037
光熱水料費支出	220,000	130,803	89,197
賃借料支出	260,000	203,998	56,002
保険料支出	550,000	521,600	28,400
租税公課支出	170,000	137,786	32,214
供花菓子代支出	0	161,800	△ 161,800
雑支出	1,000,000	724,687	275,313
管理費支出計	27,445,300	26,238,099	1,207,201
事業活動支出計	44,775,300	38,692,404	6,082,896
事業活動収支差額	△ 11,517,300	△ 11,408,693	△ 108,607
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①基本財産取崩収入			
基本財産取崩収入	0	8,010,000	△ 8,010,000
①特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	8,500,300	8,500,857	△ 557
減価償却引当資産取崩収入	1,500,000	0	1,500,000
特定資産取崩収入計	10,000,300	8,500,857	1,499,443
投資活動収入計	10,000,300	16,510,857	△ 6,510,557

収支計算書

令和 7年 4月 1日 から令和 8年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
2. 投資活動支出			
①特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	0	0	0
減価償却引当資産取得支出	0	0	0
特定準備金引当資産取得支出	0	0	0
特定資産取得支出計	0	0	0
②固定資産取得支出			
什器備品購入支出	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	10,000,300	16,510,857	△ 6,510,557
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	0	—	0
	0		
当期収支差額	△ 1,517,000	5,102,164	△ 6,619,164
前期繰越収支差額	12,033,005	12,033,005	0
次期繰越収支差額	10,516,005	17,135,169	△ 6,619,164

正味財産増減計算書予算書

令和 8年 4月 1日 から令和 9年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	50,000	80,000	△ 30,000
② 受取会費			
賛助会員受取会費	800,000	800,000	0
③ 幹旋手数料			
幹旋手数料	14,168,000	26,312,000	△ 12,144,000
④ 受取補助金等			
受取地方公共団体補助金	2,456,000	2,456,000	0
受取民間助成金	3,500,000	0	3,500,000
受取補助金等計	5,956,000	2,456,000	
⑤ 受取寄付金			
受取寄付金	3,300,000	2,800,000	500,000
募金収益	800,000	800,000	0
受取寄付金計	4,100,000	3,600,000	0
⑥ 雑収益			
受取利息	10,000	10,000	0
雑収益			
雑収益計	10,000	10,000	
経常収益計	25,084,000	33,258,000	△ 8,174,000
(2) 経常費用			
① 事業費			
印刷費（募集）	300,000	300,000	0
通信運搬費（募集）	300,000	360,000	△ 60,000
什器備品減価償却費	710,010	710,010	0
顕彰費	500,000	450,000	50,000
負担金	0	260,000	△ 260,000
香料供花代	1,295,000	1,400,000	△ 105,000
通信運搬費（眼球）	360,000	360,000	0
摘出費用	7,800,000	7,000,000	800,000
幹旋費用	2,200,000	2,800,000	△ 600,000
補助金	2,100,000	1,700,000	400,000
印刷費（募金）	70,000	70,000	0
通信運搬費（募金）	120,000	120,000	0
啓蒙活動費	2,000,000	2,000,000	0
租税公課	250,000	510,000	△ 260,000
事業費支出計	18,005,010	18,040,010	△ 35,000
② 管理費			
給料手当	8,500,000	8,700,000	△ 200,000
退職給付金	0	12,495,300	△ 12,495,300
福利厚生費	1,450,000	1,580,000	△ 130,000
会議費	850,000	1,500,000	△ 650,000
旅費交通費	250,000	200,000	50,000
通信運搬費	300,000	360,000	△ 60,000
什器備品減価償却費	147,244	48,354	98,890
消耗品費	100,000	110,000	△ 10,000
印刷製本費	400,000	300,000	100,000
光熱水料費	160,000	220,000	△ 60,000
賃借料	210,000	260,000	△ 50,000
保険料	557,400	550,000	7,400
租税公課	80,000	170,000	△ 90,000
雑費	700,000	1,000,000	△ 300,000
管理費支出計	13,704,644	27,493,654	△ 13,789,010
経常費用計	31,709,654	45,533,664	△ 13,824,010
当期経常増減額	△ 6,625,654	△ 12,275,664	5,650,010
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 6,625,654	△ 12,275,664	5,650,010
当期一般正味財産増減額	△ 6,625,654	△ 12,275,664	5,650,010
一般正味財産期首残高	96,880,287	108,955,951	△ 12,075,664
一般正味財産期末残高	90,254,633	96,680,287	△ 6,425,654
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	90,254,633	96,680,287	△ 6,425,654

貸借対照表
令和 8年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	15,046,221	11,773,524	3,272,697
未収金	3,201,000	2,831,000	370,000
流動資産合計	18,247,221	14,604,524	3,642,697
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	20,000,000	10,000,000	10,000,000
定期預金（基）	62,000,000	80,010,000	△ 18,010,000
基本財産合計	82,000,000	90,010,000	△ 8,010,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	0	8,500,857	△ 8,500,857
減価償却引当資産（特）	3,000,000	3,000,000	0
特定資産合計	3,000,000	11,500,857	△ 8,500,857
(3) その他固定資産			
什器備品	3,055,692	3,912,946	△ 857,254
その他固定資産合計	3,055,692	3,912,946	△ 857,254
固定資産合計	88,055,692	105,423,803	△ 17,368,111
資産合計	106,302,913	120,028,327	△ 13,725,414
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	510,808	2,499,599	△ 1,988,791
未払消費税等	518,500	3,800	514,700
預り金	82,744	68,120	14,624
流動負債合計	1,112,052	2,571,519	△ 1,459,467
2. 固定負債			
退職給付引当金	0	8,500,857	△ 8,500,857
固定負債合計	0	8,500,857	△ 8,500,857
負債合計	1,112,052	11,072,376	△ 9,960,324
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	105,190,861	108,955,951	△ 3,765,090
（うち基本財産への充当額）	82,000,000	90,010,000	△ 8,010,000
（うち特定資産への充当額）	3,000,000	11,500,857	△ 8,500,857
正味財産合計	105,190,861	108,955,951	△ 3,765,090
負債及び正味財産合計	106,302,913	120,028,327	△ 13,725,414

財 産 目 録
令和 8年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸 借 対 照 表 科 目		場 所 ・ 物 量 等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金			【72,315】
	普通預金			【14,973,906】
		静岡銀行		9,033,553
		ゆうちょ銀行（通常預金）		142,140
		遠州信用金庫		275,713
		清水銀行		149,407
		浜松磐田信用金庫（本店営業部）		131,220
		浜松磐田信用金庫（葵町支店）		182,251
		商工組合中央金庫		383,113
		ゆうちょ銀行（通常預金）	寄付金受入口	4,650,759
		野村證券㈱		25,750
	未収金			【3,201,000】
		静岡県	令和7年度補助金	1,620,000
		島田市	同上	23,000
		やなぎだ眼科医院	令和7年度幹旋手数料	253,000
		日本大学板橋病院	同上	506,000
		東京大学	同上	506,000
		東海大学病院	同上	40,000
		浜松医科大学	同上	253,000
流動資産合計				18,247,221
(固定資産) 基本財産	投資有価証券			【20,000,000】
		野村証券	静岡県(平成29年度第8回)	10,000,000
		野村証券	静岡県(令和7年度第2回)	10,000,000
	定期預金（基）			【62,000,000】
		商工組合中央金庫		22,000,000
		静岡銀行		20,000,000
		浜松磐田信用金庫（本店営業部）		10,000,000
		清水銀行		10,000,000
	特定資産			【3,000,000】
	減価償却引当資産			1,000,000
		ゆうちょ銀行（定期預金）		2,000,000
	その他固定資産			【3,055,692】
	什器備品			1
		ケラトアナライザー		1
		マイクロケラトーム		1
		ケラトアナライザー		1
		スライド募金箱		1
		バンカー氏開瞼器		1
		バクレー氏持針器		1
		ケラトアナライザー		1
		スベキョウマイクロスコープ		1
		卓上型超低温槽	順天堂静岡病院設置	1
		卓上型超低温槽	事務局設置	1
		マイクロケラトーム	順天堂静岡病院設置	982,800
		事務局什器備品		427,557
		スベキョウマイクロスコープ	静岡県立総合病院設置	1,398,100
		事務局パソコン2台		247,225
固定資産合計				88,055,692
資産合計				106,302,913

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)	未払費用	日本交通(株)	タクシー代	【510,808】
		小山ＬＣ	2月献眼補助金	
		富士宮ＬＣ	3月献眼補助金	
		東京順天堂病院	3月摘出費用他	
		クオーレ平安	生花	
		(株)マツイ	摘出消耗品	
		エスアールエル	血液検査料	
		ヤマト運輸	2月、3月搬送費用	
		視覚健康財団	献眼消耗品	
		その他13件分		
	未納消費税等	浜松東税務署		【518,500】
	預り金	職員、報酬	源泉所得税	【82,744】
流動負債合計				1,112,052
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				1,112,052
正味財産				105,190,861

令和 8 年度 事業計画書
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

次のとおり事業を計画し、推進する。

1. 献眼する者の募集及び登録に関する事業

- イ. 献眼運動の印刷物を作成し、協力団体と共に、献眼者・献眼登録者を募集する。
- ロ. 献眼登録者の申し込みを受け、献眼登録票の発行及び、登録台帳を整理・保管する。

2. 提供される眼球の摘出・検査・保存及びあっせんに関する事業

- イ. 眼球登録者の近親者よりの通報により、アイバンク指定の病院に連絡して摘出手術を行う。
- ロ. 摘出された眼球を強角膜片に作製し、検査・保存を行う。
- ハ. 移植病院との連絡・調整を行い、強角膜をあっせんする。

3. 献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発事業

- イ. 公益財団法人日本アイバンク協会と協力して、新聞・ラジオ・テレビ等により献眼運動の趣旨を啓発・宣伝する。
- ロ. ライオンズクラブ等と協力して、街頭活動、各種事業活動を通じ、献眼運動の印刷物を配布するなど献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発を行う。

4. その他、目的を達成するために必要な事業

- イ. 眼球提供者の遺族に感謝状・弔電及び、供花等を贈呈し、敬意を表す。
- ロ. 眼球提供者に対する厚生労働大臣からの感謝状の下付を申請する。
- ハ. 献眼登録希望者並びに、角膜移植手術希望者からの相談に応じる。
- ニ. アイバンク運動の趣旨に賛同し、協力していただける人々の寄付金を募る。
- ホ. 国内 54ヶ所のアイバンクとの業務連絡を行う。
- ヘ. その他、事業目的を達成するために必要な事業を行う。

収支予算書

令和 8年 4月 1日 から令和 9年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入			
基本財産利息収入	50,000	80,000	△ 30,000
②会費収入			
賛助会員会費収入	800,000	800,000	0
③幹旋手数料収入			
幹旋手数料収入	14,168,000	26,312,000	△ 12,144,000
④補助金等収入			
地方公共団体補助金収入	2,456,000	2,456,000	0
受取民間助成金	3,500,000		3,500,000
受取補助金等計	5,956,000	2,456,000	3,500,000
⑤寄付金収入			
寄付金収入	3,300,000	2,800,000	500,000
募金収入	800,000	800,000	0
寄付金収入計	4,100,000	3,600,000	0
⑥雑収入			
受取利息収入	10,000	10,000	0
事業活動収入合計	25,084,000	33,258,000	△ 8,174,000
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
印刷費（募集）支出	300,000	300,000	0
通信運搬費（募集）支出	300,000	360,000	△ 60,000
顕彰費支出	500,000	450,000	50,000
負担金支出	0	260,000	△ 260,000
香料供花代費支出	1,295,000	1,400,000	△ 105,000
通信運搬費（眼球）支出	300,000	360,000	△ 60,000
摘出費支出	7,800,000	7,000,000	800,000
幹旋費支出	2,200,000	2,800,000	△ 600,000
租税公課支出	250,000	510,000	△ 260,000
補助金支出	2,100,000	1,700,000	400,000
印刷費（募金）支出	70,000	70,000	0
通信運搬費（募金）支出	120,000	120,000	0
啓蒙活動費支出	2,000,000	2,000,000	0
事業費支出計	17,235,000	17,330,000	△ 95,000
②管理費支出			
給料手当支出	8,500,000	8,700,000	△ 200,000
退職金支出	0	12,495,300	△ 12,495,300
福利厚生費支出	1,450,000	1,580,000	△ 130,000
会議費支出	850,000	1,500,000	△ 650,000
旅費交通費支出	250,000	200,000	50,000
通信運搬費支出	300,000	360,000	△ 60,000
消耗品費支出	100,000	110,000	△ 10,000
印刷費支出	400,000	300,000	100,000
光熱水料費支出	160,000	220,000	△ 60,000
租税公課支出	80,000	170,000	△ 90,000
賃借料支出	210,000	260,000	△ 50,000
保険料支出	557,400	550,000	7,400
雑支出	700,000	1,000,000	△ 300,000
管理費支出計	13,557,400	27,445,300	△ 13,887,900
事業活動支出合計	30,792,400	44,775,300	△ 13,982,900
事業活動収支差額	△ 5,708,400	△ 11,517,300	5,808,900
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①特定財産取崩収入			
退職給与引当資産取崩収入		8,500,300	△ 8,500,300
減価償却引当資産取崩収入	3,000,000	1,500,000	1,500,000
投資活動収入合計	3,000,000	10,000,300	△ 7,000,300
2. 投資活動支出			
①特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	0	0	0
減価償却引当資産取得支出			0
特定資産取得支出計	0	0	0
②固定資産取得支出			
什器備品取得支出	0	0	0
投資活動支出合計	0	0	0
投資活動収支差額	3,000,000	10,000,300	△ 7,000,300
当期収支差額	△ 2,708,400	△ 1,517,000	△ 1,191,400
前期繰越収支差額	12,033,005	22,788,082	△ 10,755,077
次期繰越収支差額	9,324,605	21,271,082	△ 11,946,477